

岩手県告示第 418 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

平成 20 年 5 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 病院の名称 | 所在地 | 救急病院として効力を有する期限 |
|----------|--------------------|------------------|
| せいてつ記念病院 | 釜石市小佐野町四丁目 3 番 7 号 | 平成 23 年 5 月 28 日 |